

サロン Q & A

よく寄せられるお問い合わせ内容を「Q&A」形式でご紹介!

Q サロンを行う上で何か決まりはありますか?

A サロンの活動内容や開催方法は「こうでないといけない」という決まりはありません。高齢者、子育て、障害者、国際交流、参加者を限定せずに地域の人たちが集うサロンなど、さまざまなサロンが存在しています。参加者の状況や希望によって、自由に活動を展開することができます。



Q 参加者やスタッフの怪我などが心配です。

A 社会福祉協議会ではボランティア活動保険や行幸用保険などの保険の受付も行っていきますので、お気軽にご相談ください。また、他の団体や民間保険会社などでも保険が提供されています。



Q 運営資金や立ち上げ資金はどうすれば…

A 地域によってはサロンの立ち上げや運営に際して自治体や社会福祉協議会などが助成を行っている場合があります。また、お茶代や材料費、保険代などとして実費程度の参加費を集めているサロンもあります。

わからないことやもっと詳しく知りたいことがありましたら社会福祉協議会へご連絡ください。

サロンは「地域のつながりをつくる場」

地域の中にはさまざまな人が暮らしています。そこにはさまざまな生活課題があり、誰にも相談できずに困っている人や人知れず悩んでいる人もいるかもしれません。

誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく安心して生活し続けるためにも、地域の中にお茶を飲みながら仲間と気軽に話すことのできる場所がある、相談できる仲間がいることは、とても大切なことです。

サロンは、一人ひとりがともに楽しい時間をすごしながら、個人と地域、社会をつなぐ橋渡しの拠点として、希薄化してしまった地域のつながりを再構築し、互いにささえあい、たすけあう関係をつくりだすことができます。

お近くの社会福祉協議会にご相談ください

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 TEL 027-255-6111
群馬県社会福祉総合センター内 FAX 027-255-6444

社会福祉協議会は、地域の交流の場、サロンづくりを応援します!

ふれあい いきいき サロンに 取り組もう



ふれあい・いきいきサロンとは

「ふれあい・いきいきサロン」は地域を拠点に、その地域に住む住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくり、居場所づくりの活動です。

